

令和4年第10回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年10月5日 開会

令和4年10月5日 閉会

令和4年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月5日（水）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について
て
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について
日程第5 議案第3号 令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）の決
定について
日程第6 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和4年10月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬 一

◎開 会

議長 これから令和4年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。欠席委員は、議席番号5番廣口委員です。

日程第1、会期の決定及び日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号14番藤田委員及び議席番号17番齊藤委員を指名いたします。

◎議案第1号

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。ただいま議題としております議案第1号の申請番号4から申請番号6までについては、区分地上権の設定の申請であり、議案第2号においても第5条の許可の申請があることから、日程第4において議案第2号と併せて審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。議案第1号の申請番号4から申請番号6までは、日程第4において議案第2号と併せて審議することといたします。

それでは、申請番号ごとに地区担当推進委員の説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

今回の所有権移転は以下のとおり売買でございます。譲渡人も譲受人も同じ地区に住んでおります。譲渡人は高齢で耕作ができないため、後継者不在ということでございます。譲受人が規模拡大のために売買で譲り受けたいということでございます。

1番目の畑につきまして、現在、除草して畑もきれいにしてございます。田の2筆につきましては、もう収穫済みで耕作してございますので、問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員の補足説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関です。

推進委員の川村さんの説明のとおりでございまして、私も3日前に現地を確認してまいりましたが、別に問題ないと見てまいりました。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。議案第1号、申請番号1を採決いたします。
この議案について許可することに異議のない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。
申請番号2及び申請番号3は隣接地であるので、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。申請番号2及び申請番号3は一括審議とすることといたします。
隣接地区推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 隣接地区推進委員の齋藤です。
第1号議案の2番、3番について説明いたします。
譲渡人は農業経営の規模を縮小したいということで、また、譲受人は自分の耕作地に近く、2か所の申請地が隣り合わせということもあり、売買により取得したいとのことでありま
す。問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員の補足説明を求めます。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木です。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。議案第1号、申請番号2及び申請番号3を採決いたします。
この議案について許可することに御異議ない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

◎議案第2号

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
なお、この議案については、日程第3の議案審議の前に御確認いただきましたとおり、議案第1号の申請番号4から申請番号6までと併せて審議いたします。
議案第2号、申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第2号の申請番号1番について説明します。
この案件は1月の3条申請の続きとなります。そのときから営農型太陽光発電を念頭として農地を取得するという形に

なっております。特に問題はなかったと思われます。よろしくお願ひします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

続いて、担当地区の農業委員、議席番号14番藤田委員の補足説明を求めます。

藤田委員

議席番号14番、藤田です。

ただいまの推進委員の説明のとおりでございます。

申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件を満たしております。

よろしくお願ひします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の鈴木委員の報告を求めます。

鈴木委員

議席番号13番、鈴木です。

農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませぬか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決に移ります。

まずは議案第1号、申請番号4についてお諮りいたします。この案件は議案第2号、申請番号1と同時に許可することが妥当である案件であります。よって、許可日は議案第2号、申請番号1と同じ日付といたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、議案第2号、申請番号1と同じ日付で許可することに異議ない方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号、申請番号4については、議案第2号、申請番号1と同日付で許可することに決定いたします。

続いて、議案第2号、申請番号1についてお諮りいたします。

本件については許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

議案第2号、申請番号2について、事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の鈴木委員の説明を求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。申請番号2の説明をいたします。

今日、現地確認をまいりました。太陽光発電の営農型を計画しているということで、土地はきれいに管理されておりますので、周辺農地にも影響等が少ない場所ですし何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 担当推進委員の説明が終わりました。
続いて、担当地域の農業委員、議席番号8番増田委員の補足説明を求めます。

増田委員 議席番号8番、増田でございます。

ただいまの鈴木推進委員さんの説明のとおりですが、法律性について申し上げます。

申請地の周辺農地に対して特段の支障はないと考え、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件を満

たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の今関委員の報告を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。

先ほど現地調査をしましてまいりましたが、農振農用地であります。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。

よろしく願いいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決に移ります。

まずは議案第1号、申請番号5についてお諮りいたします。この案件は議案第2号、申請番号2と同時に許可することが妥当である案件です。よって、許可日は議案第2号、申請番号2と同日付といたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号5については、議案第2号、申請番号2と同日付で許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号、申請番号5については、議案第2号、申請番号2と同日付で許可することに決定いたします。

続いて、議案第2号、申請番号2についてお諮りいたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可相当として意見を付す

ことに決定いたします。

議案第2号、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
隣接地区推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 隣接地区推進委員の齋藤です。
先ほど現地確認に行っていました。第1号議案の6番と2号議案の3番について説明いたします。
申請地に太陽光発電をしながらブルーベリーを植えるとのことですが、7年前に父親が亡くなってから耕作者を探していたとのことですが、見つからず、今回の申請になりました。また、隣接者にも説明しております。ただ、現在雑草で事業が始まってからはしっかりと肥培管理が必要だと思います。
また、申請者は太陽光とブルーベリーは八街市で実績があるようなので、よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
続いて、担当地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員の補足説明を求めます。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木です。
この申請について説明します。
申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件を満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の今関委員の報告を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関です。
先ほどこれも現地確認してまいりました。農振農用地であ

りますが、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

よろしく申し上げます。

議長

現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決に移ります。

まずは議案第1号、申請番号6についてお諮りいたします。この案件は議案第2号、申請番号3と同時に許可することが妥当である案件でございます。よって、許可日は議案第2号、申請番号3と同じ日付といたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、議案第2号、申請番号3と同じ日付で許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号、申請番号6については、議案第2号、申請番号3と同じ日付で許可することに決定いたします。

続いて、議案第2号、申請番号3についてお諮りいたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第3号

議長

日程第5、議案第3号、令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

この議案は一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
議案第3号、令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）
の決定についてを原案のとおり承認することに御異議ない方
は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号、令和4年度第7次農用地利用
集積計画（案）の決定についてを原案のとおり承認するこ
とに決定いたします。

◎議案第4号

議長 日程第6、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関す
る意見についてを議題といたします。
この議案は一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。最初に、番号1に
ついて、地区担当推進委員の堀越委員に説明を求めます。

- 堀越推進委員** 地区担当推進委員、堀越でございます。
本件は更新でございます。主にイチゴ栽培のほう、観光農園を含めまして、こちらは申請者及び奥さん、子供と家族3人で営んでおります。
ここ数年、台風、それからコロナということで、なかなかうまくはっていないようですが、家族3人で一生懸命営んでおります。よろしく願いいたします。
- 議長** 番号2について、地区担当推進委員の十川委員の説明を求めます。
- 十川推進委員** 地区担当推進委員の十川です。番号2番について説明いたします。
番号2番は更新で、全て露地野菜で、ニンジン、大根、米ナスと書いてありますので、夫婦で営んでおまして、たまに休みの日に息子さんがよく手伝ってくれると話しておりましたので、問題ないと思われれます。
以上です。
- 議長** 番号3について、地区担当推進委員の川村委員に説明を求めます。
- 川村推進委員** 地区担当委員の川村です。
今回は更新でございます。従来、施設で花き等を栽培しております。今後、自動土つめ機などを導入し、人件費を抑えながら規模拡大や生産能力を向上させたいということでございますので、よろしく願いいたします。
- 議長** 番号4について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。
- 椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。4番について、御説明いたします。
今回は更新になります。作物についていろいろ書いてありますが、本人は花、シクラメンをメインで頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 番号5について、地区担当推進委員の高宮委員に説明を求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。番号5について説明します。更新です。水稻と観葉植物の複合経営でゴールドクレストを作っています。両親が高齢のため、雇用を導入して規模を維持していくそうです。

議長 事務局及び推進委員の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見については、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定いたします。

◎その他

議長 以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、11月4日金曜日、大会議室を予定しております。御参集のほどよろしく願いいたします。